

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年7月8日

【会社名】 株式会社アズ企画設計

【英訳名】 Azplanning Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松本 俊人

【本店の所在の場所】 埼玉県川口市戸塚二丁目12番20号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号新丸の内センタービルディング17階(東京本社)

【電話番号】 03 - 6256 - 0840(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部長 小尾 誠

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (第7回新株予約権証券)
その他の者に対する割当 6,360,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
463,860,000円

(第8回新株予約権証券)
その他の者に対する割当 840,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
525,840,000円

(第9回新株予約権証券)
その他の者に対する割当 225,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
300,225,000円

(注) 新株予約権証券の発行価額の総額及び新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出日現在の見込額であります。また、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	6,360,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に1,500を乗じた金額とします。)
発行価格	新株予約権1個につき4,240円(新株予約権の目的である株式1株当たり42.40円)としますが、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権(以下に定義します。)に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年7月14日から2026年7月16日の間のいずれかの日(以下「条件決定日」といいます。)において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月31日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アズ企画設計 埼玉県川口市戸塚二丁目12番20号
払込期日	2026年7月31日(金)
割当日	2026年7月31日(金)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行川口支店

- (注) 1. 株式会社アズ企画設計第7回新株予約権証券(以下「第7回新株予約権」といい、株式会社アズ企画設計第8回新株予約権証券(以下「第8回新株予約権」といいます。))及び株式会社アズ企画設計第9回新株予約権証券(以下「第9回新株予約権」といいます。))と併せて、文脈に応じて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行については、2026年7月8日(以下「発行決議日」といいます。)に開催された取締役会決議によります。
2. 申込み及び払込み方法は、当社及びマッコーリー・バンク・リミテッド(以下、単に「マッコーリー」ということがあり、また文脈に応じて個別に又は第9回新株予約権の割当予定先である株式会社ヒトプランと総称して「割当予定先」といいます。)との間で第7回新株予約権及び第8回新株予約権に係る買取契約(以下、マッコーリーとの間で第7回新株予約権及び第8回新株予約権に関して締結する買取契約を「本買取契約(マッコーリー)」、第9回新株予約権に関して株式会社ヒトプランとの間で締結する買取契約を「本買取契約(ヒトプラン)」といい、本買取契約(マッコーリー)及び本買取契約(ヒトプラン)を、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までにマッコーリーとの間で本買取契約(マッコーリー)を締結しない場合は、第7回新株予約権に係る割当は行われなくなります。
4. 第7回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。
5. 第7回新株予約権の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

6. 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に全ての条件を決定します。

しかし、今回の資金調達においては、発行決議日と同日に、2027年2月期第1四半期決算短信及び中期経営計画を公表しており、これに対する市場による受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ると考えております。このような状況下において、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定を行う必要があると考えております。すなわち、発行決議日以降に株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件を決定することがより適切であるとと考えております(なお、株価が下落した場合には、かかる下落は反映されません。詳細は下記「7. 本新株予約権の発行価額の決定方法」に記載のとおりです。)

なお、2027年2月期第1四半期決算短信及び中期経営計画に関する詳細につきましては、発行決議日付で別途公表されております「2027年2月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」及び「新中期経営計画について/新株予約権発行に関する補足説明資料」をご参照ください。

7. 本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日(発行決議日)の発行決議に際して発行決議日の直前取引日(以下に定義します。)の取引所の終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、第7回新株予約権1個につき金4,240円、第8回新株予約権1個につき金560円、第9回新株予約権1個につき金300円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日(発行決議日)以降の株価の値動きが反映されておりません。そこで、条件決定日の直前取引日時点において、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日(発行決議日)以降の株価の上昇等を理由として、第7回新株予約権1個につき金4,240円、第8回新株予約権1個につき金560円、第9回新株予約権1個につき金300円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、それぞれの本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日(発行決議日)以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が第7回新株予約権1個につき金4,240円、第8回新株予約権1個につき金560円、第9回新株予約権1個につき金300円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、第7回新株予約権1個につき金4,240円、第8回新株予約権1個につき金560円、第9回新株予約権1個につき金300円のみで据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、本日(発行決議日)現在の価値(第7回新株予約権1個につき金4,240円、第8回新株予約権1個につき金560円、第9回新株予約権1個につき金300円)を下回って決定されることはありません。

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第7回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 <p>第7回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)150,000株(第7回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第7回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> 2. 行使価額の修正 <p>当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ(以下「行使価額修正選択権」という。)、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を新株予約権者(以下、文脈に応じて個別に又は第8回新株予約権若しくは第9回新株予約権を保有する者と総称して「本新株予約権者」という。)に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。)から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の直前取引日の東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「取引所終値」という。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、第7回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2026年7月8日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(第7回新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項で定義する。))が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整する。)(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)」において「発行決議日終値」という。)を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。また、上記価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。</p> <p>「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。</p> <p>本「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)」において、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外注記第7項第(1)号に定める第7回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。</p> 3. 行使価額の修正頻度 <p>行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の直前取引日において、修正される。</p> 4. 行使価額の下限 <p>行使価額は1,508円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に準じて調整を受ける。その場合、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項にて「行使価額」とあるのは「下限行使価額」と読み替える。)(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)」において「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。</p> 5. 割当株式数の上限 <p>150,000株(2026年2月28日現在の当社発行済普通株式総数1,508,000株に対する割合は、9.95%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> 6. 第7回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第7回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) <p>232,560,000円(但し、第7回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> 7. 当社の請求による第7回新株予約権の取得 <p>第7回新株予約権には、当社の決定により、第7回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。))。</p>
---------------------------------	--

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は、100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第7回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式150,000株(第7回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。))は100株とする。但し、本欄第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、第7回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率</p> <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整後割当株式数 = $\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$</p> <p>4. 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第7回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第7回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第7回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第7回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)」において「行使価額」という。))は、3,050円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正 (1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を第7回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。)から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の直前取引日の取引所終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、第7回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。 (2) 行使価額は下限行使価額を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。</p>

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、第7回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{1}$$

- (2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする報酬(譲渡制限付株式報酬制度及び株式交付信託制度に基づく発行又は処分を含む。))として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

本項第(5)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(5)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(5)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関して、当該調整前に本号による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第7回新株予約権の行使請求をした第7回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、本号 に定める配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$
- 「1株当たりの配当」とは、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目以降これを適用する。
- (4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (5) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。
- 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (6) 本項第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第7回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第7回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	463,860,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。) (注) 全ての第7回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により行使価額が修正又は調整された場合には、第7回新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第7回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、第7回新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第7回新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第7回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第7回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第7回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第7回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第7回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年8月3日から2029年8月3日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行川口支店
新株予約権の行使の条件	各第7回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、第7回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第7回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第7回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、第7回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第7回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。第7回新株予約権の発行要項(以下「第7回新株予約権発行要項」という。)の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第7回新株予約権者に対する第7回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して第7回新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。 2. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第7回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、第7回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第7回新株予約権の全部を取得する。第7回新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第7回新株予約権者に対する第7回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して第7回新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。 3. 当社は、第7回新株予約権を行使することができる期間の末日(休業日である場合には、その直前営業日とする。)に、第7回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第7回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第7回新株予約権の全部を取得する。

新株予約権の譲渡に関する事項	(会社法第236条第1項第6号における)該当事項なし。但し、当社と第7回新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する本買取契約(マッコリー)において、当社取締役会による承認がない限り、第7回新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「空室のない元気な街を創る」を企業理念に掲げ、首都圏エリアを中心に不動産販売事業、不動産賃貸事業、及び不動産管理事業を展開しております。現在、中期経営計画(2025年2月期～2027年2月期)の推進において、「営業利益」の向上を重視した経営に取り組み、取扱物件の大型化や多様化、ストック収益の拡充などの成長戦略を加速させております。

今般の第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達(以下「本資金調達」といいます。)は、これら中期経営計画に掲げる各施策をより確実かつ迅速に遂行し、中長期的な企業価値及び株式価値の向上を図るための資本基盤の拡充を主たる目的としております。

具体的な資金の用途といたしましては、以下の2つの成長投資へ機動的に充当する方針です。

不動産販売事業における販売用不動産の仕入資金

主力の不動産販売事業におけるさらなる売上高の拡大と利益の積上げを目指し、当社の強みである空室改善力やリノベーションノウハウを最大限に活かせる「中古の一棟収益不動産」、機動的な展開が可能な「区分所有不動産」、及び「不動産開発事業のための用地」など、マーケット環境に適合した多様な販売用不動産を網羅的かつ機動的に仕入れるための原資(金融機関からの借入金に対する頭金(自己資金)部分を含みます。)に充当いたします。

M&A又は戦略的提携のための成長投資資金

持続的成長の加速、及び非連続的な事業拡大・安定的なストック収益基盤の拡充を目的として、中期経営計画において重点ターゲット領域として設定している10分野(仕入・販売網の強化、バリューアップノウハウの獲得、AM・PM等のストックビジネスの拡充、及びAI・DXによる業務効率化等)を中心に、当社事業との高い親和性やシナジーが見込まれる企業へのM&A資金、資本業務提携に伴う出資資金等に充当します。なお、前期(2025年9月)に実施した株式会社富士ホームの完全子会社化(M&A)による不動産管理事業の拡大成功モデルをベースに、さらなる戦略的投資を推進してまいります。

これらを通じて、当社グループは財務健全性を維持しながら有利な有利子負債の調達余力(資本バッファ)を確保・拡大し、株主の皆様への還元強化と持続的な利益成長の両立を一層強固なものとしてまいります。

なお、2025年5月7日に発行した第5回新株予約権及び第6回新株予約権は、それぞれ2025年10月に割当先による行使が完了しております。第5回新株予約権及び第6回新株予約権によって調達した資金の額は728百万円であり、そのうち428百万円を、当初の予定どおり不動産開発資金として充当済みです。また、M&A又は戦略的提携のための成長投資資金として現時点で139百万円を充当済みです。現在、当社グループでは、複数のM&A又は戦略的提携案件につき検討を順次進めており、未充当のM&A又は戦略的提携関連資金160百万円につきましては、第6回新株予約権の支出予定時期である2028年5月までを目標として、案件が成立又は確定し次第、M&A又は戦略的提携関連資金として充当予定です。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「(3) 本資金調達の特徴 <他の資金調達方法との比較>」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「(3) 本資金調達の特徴」に記載の「<メリット>」及び「<デメリット>」を総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達を採用することといたしました。

当社は、上記「1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載の資金需要に対応するために、各種の資金調達方法について検討を行った結果、本資金調達を選択することといたしました。

(3) 本資金調達の特徴

本資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当てることにより、割当予定先による本新株予約権の行使に伴う段階的な資金調達による資本の拡充を目的とするものです。

様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、以下に記載した「<デメリット>」及び「<他の資金調達方法との比較>」を踏まえ、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

<メリット>

固定行使価額(ターゲット株価)による調達

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を3回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで3通りの行使価額を設定しております。3通りの行使価額の設定は、株価が上昇したタイミングで予め設定したターゲット株価で資金調達を達成し、調達した資金を用いて当社企業価値を向上させることにより、更なる株価上昇と次のターゲット株価における資金調達を目指す、というサイクルを企図しております。

なお、第7回新株予約権及び第8回新株予約権について、行使価額は原則として当初行使価額に固定されますが、当社株価が当初行使価額を下回る状況においても第7回新株予約権及び第8回新株予約権が行使される可能性を高めるため、当社取締役会が必要と判断し、行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、行使価額が修正される設計となっております。この設計により、仮に当社株価が低迷した場合に第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使が進まないリスクを低減することができるのと同時に、当社株価が大きく上昇した場合においても、行使価額修正選択権の行使により調達額を増額することが可能となります。第7回新株予約権又は第8回新株予約権について、行使価額修正に係る取締役会決議を行った場合には速やかに開示いたします。

対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権の発行要項に示される合計375,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

取得条項

本新株予約権について、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15取引日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できる他、資本政策の柔軟性が確保できます。

資金調達のスタンバイ(時間軸調整効果)

株式及び新株予約権の発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価が目標価格に達してから準備を開始しても、発行まで数週間を要し、かつその期間中の株価変動等により、当該目標株価における機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれの当初行使価額を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、当該当初行使価額における資金調達をスタンバイさせることができます。

不行使期間

本買取契約(マッコーリー)において、不行使期間が定められる予定です。当社は、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使期間中、マッコーリーが当該新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」といいます。)を合計4回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とします。当社はマッコーリーに対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知をすることにより、不行使期間を設定することができます。また、各不行使期間の間は少なくとも5取引日空けることとします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。また、当社は、マッコーリーに対して通知することにより、不行使期間を短縮することができます。なお、第7回新株予約権又は第8回新株予約権の発行要項第14項第(1)号又は第(2)号に基づく通知がなされた後取得日までの期間には、不行使期間を定めることはできません。不行使期間については、当社の株価動向等に鑑み定める予定です。当社がマッコーリーに対して不行使期間を定める通知又は不行使期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

譲渡制限

本買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ、各本買取契約において譲渡制限が付される予定であり、当社取締役会の事前の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません（但し、第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、マッコーリーの関連会社に譲渡される場合を除きます。）。また、本買取契約（ヒトプラン）において、株式会社ヒトプランは、当社取締役会の承認がない限り、第9回新株予約権の行使により取得した当社普通株式について、発行済株式総数に対する割合にして5%を超える当社普通株式を一度に市場外取引によって第三者に譲渡することができない旨を定める予定です。

<デメリット>

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

株価下落・低迷時に行使が進まない可能性

本新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達が達成されます。本新株予約権の行使価額は、当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、当社株価がこれらの行使価額を下回って推移した場合は本新株予約権者による権利行使がされず、資金調達ができない可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先のうち、マッコーリーの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、同社が第7回新株予約権及び第8回新株予約権を行使して取得した株式を市場売却することを前提としており、現在の当社普通株式の流動性に鑑みると、マッコーリーによる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

希薄化

本新株予約権の行使が進んだ場合、合計375,000株の新株式が交付される可能性があり、既存株式の希薄化が生じることになります。

エクイティ性証券の発行の制限

本買取契約（マッコーリー）において、エクイティ性証券の発行の制限が定められる予定です。当社は、本買取契約（マッコーリー）締結日から、1）第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使期間の満了日、2）当該満了日以前に第7回新株予約権及び第8回新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、3）当社がマッコーリーの保有する第7回新株予約権及び第8回新株予約権の全部を取得した日、及び4）本買取契約（マッコーリー）が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、マッコーリーの事前の書面による同意がない限り、原則として、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはなりません。詳細については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 ロックアップについて」をご参照ください。

買取請求

(ア)マッコーリー

本買取契約（マッコーリー）には、マッコーリーは、一定の条件を満たした場合、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、第7回新株予約権又は第8回新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。

() いずれかの取引日において、当該取引日（同日を含みます。）を末日とする20連続取引日間の取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格の単純平均値（但し、当該20連続取引日中に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合により株式数が調整される場合には、当該株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）が、2026年7月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%（1,508円）（但し、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の各発行要項第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）を下回った場合

() いずれかの取引日において、当該取引日に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買代金が、2026年7月7日（同日を含みます。）に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買代金の50%（1,329,918円）を下回った場合

() 取引所における当社普通株式の取引が5連続取引日以上期間にわたって停止された場合

マッコーリーにより買取請求がなされた場合、当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日の日(但し、当該新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日)において、当該新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る新株予約権の全部を買い取ります。マッコーリーが当社に対して第7回新株予約権又は第8回新株予約権の買取請求を行った場合には、当該新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、当該新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要となることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

(イ)株式会社ヒトプラン

本買取契約(ヒトプラン)には、株式会社ヒトプランは、一定の条件を満たした場合、それ以後第9回新株予約権の行使期間の満了日までいつでも、その選択により、当社に対して、当社による取得日の5取引日前までに通知することにより、第9回新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。

()第9回新株予約権の行使期間の末日の1か月前の時点で、未行使の第9回新株予約権を保有している場合

()当社の発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合

株式会社ヒトプランにより買取請求がなされた場合、当社は、第9回新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る新株予約権の全部を買い取ります。株式会社ヒトプランが当社に対してかかる買取請求を行った場合には、第9回新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、第9回新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要となることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

<他の資金調達方法との比較>

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化への懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

新株発行による第三者割当増資

第三者割当による新株発行は、即時の資金調達の有効な手法となりえますが、公募増資と同様、発行と同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考え、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方向修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・オフアリング)

いわゆるライツ・オフアリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適切でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、上記の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

社債又は借入による資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、社債又は借入による資金調達では、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性があることから、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
本買取契約(マッコリー)には、上記「(注)1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由(3) 本資金調達の特徴」に記載した内容が含まれます。
また、当社とマッコリーは、第7回新株予約権及び第8回新株予約権について、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中にマッコリーが第7回新株予約権又は第8回新株予約権を行使することにより取得される株式数の合計が、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の払込日時における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に伴い、マッコリーは、当社代表取締役の松本俊人氏より当社普通株式について借株(貸借株数上限: 61,000株)を行う予定です。マッコリーは、マッコリーが第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
7. 第7回新株予約権の行使請求及び払込の方法
 - (1) 第7回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第7回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
 - (2) 第7回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 第7回新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。
8. 新株予約権証券の不発行
当社は、第7回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
第7回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第7回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。
10. 株券の交付方法
当社は、第7回新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。
11. 新株予約権行使後の配当
第7回新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	840,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に1,500を乗じた金額とします。)
発行価格	新株予約権1個につき560円(新株予約権の目的である株式1株当たり5.60円)としますが、条件決定日において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月31日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アズ企画設計 埼玉県川口市戸塚二丁目12番20号
払込期日	2026年7月31日(金)
割当日	2026年7月31日(金)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行川口支店

- (注) 1. 第8回新株予約権の発行については、発行決議日に開催された取締役会決議によります。
2. 申込み及び払込み方法は、当社及びマッコーリーとの間で本買取契約(マッコーリー)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までにマッコーリーとの間で本買取契約(マッコーリー)を締結しない場合は、第8回新株予約権に係る割当は行われないことになります。
4. 第8回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。
5. 第8回新株予約権の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
6. 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨
前記「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (1) 募集の条件 (注)6」をご参照下さい。
7. 本新株予約権の発行価額の決定方法
前記「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (1) 募集の条件 (注)7」をご参照下さい。

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 第8回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第8回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)150,000株(第8回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第8回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正 当社は、当社取締役会の決議により行使価額修正選択権の行使を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。)から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の直前取引日の取引所終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、第8回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2026年7月8日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(第8回新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整する。)(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「発行決議日終値」という。)を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。また、上記価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。</p> <p>本「2 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外注記第7項第(1)号に定める第8回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の直前取引日において、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 行使価額は1,508円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に準じて調整を受ける。その場合、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項にて「行使価額」とあるのは「下限行使価額」と読み替える。)(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5. 割当株式数の上限 150,000株(2026年2月28日現在の当社発行済普通株式総数1,508,000株に対する割合は、9.95%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6. 第8回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第8回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 227,040,000円(但し、第8回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 当社の請求による第8回新株予約権の取得 第8回新株予約権には、当社の決定により、第8回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は、100株である。</p>

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 第8回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式150,000株(第8回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。))は100株とする。但し、本欄第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、第8回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の株式分割等を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率</p> <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。))には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整後割当株式数 = $\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$</p> <p>4. 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第8回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第8回新株予約権者」という。))に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第8回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第8回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「行使価額」という。))は、3,500円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正 (1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を第8回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。))から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の直前取引日の取引所終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、第8回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。 (2) 行使価額は下限行使価額を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、第8回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。 調整後行使価額 = $\frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{1株当たりの時価}}$</p>

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする報酬(譲渡制限付株式報酬制度及び株式交付信託制度に基づく発行又は処分を含む。))として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に本号 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第8回新株予約権の行使請求をした第8回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 当社は、本新株予約権の発行後、本号 に定める配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

	<p>「1株当たりの配当」とは、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目を降これを適用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。</p> <p>新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(6) 本項第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第8回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第8回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>525,840,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)</p> <p>(注) 全ての第8回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により行使価額が修正又は調整された場合には、第8回新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第8回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、第8回新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第8回新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第8回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第8回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第8回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第8回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第8回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年8月3日から2029年8月3日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行川口支店
新株予約権の行使の条件	各第8回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、第8回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第8回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第8回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、第8回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第8回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。第8回新株予約権の発行要項(以下「第8回新株予約権発行要項」という。)の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第8回新株予約権者に対する第8回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して第8回新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。 2. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第8回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、第8回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第8回新株予約権の全部を取得する。第8回新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第8回新株予約権者に対する第8回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して第8回新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。 3. 当社は、第8回新株予約権を行使することができる期間の末日(休業日である場合には、その直前営業日とする。)に、第8回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第8回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第8回新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	(会社法第236条第1項第6号における)該当事項なし。但し、当社と第8回新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する本買取契約(マッコリー)において、当社取締役会による承認がない限り、第8回新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

- (注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由
前記「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の注記をご参照ください。
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
本買取契約(マッコリー)には、上記「1. 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等(注) 1 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (3) 本資金調達の特徴」に記載した内容が含まれます。
また、当社とマッコリーは、第7回新株予約権及び第8回新株予約権について、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中にマッコリーが第7回新株予約権又は第8回新株予約権を行使することにより取得される株式数の合計が、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の払込日時における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に伴い、マッコリーは、当社代表取締役の松本俊人氏より当社普通株式について借株(貸借株数上限: 61,000株)を行う予定です。マッコリーは、マッコリーが第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
7. 第8回新株予約権の行使請求及び払込の方法
- (1) 第8回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第8回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 第8回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第8回新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。
8. 新株予約権証券の不発行
当社は、第8回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
第8回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第8回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。
10. 株券の交付方法
当社は、第8回新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。
11. 新株予約権行使後の配当
第8回新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	750個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	225,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に750を乗じた金額とします。)
発行価格	新株予約権1個につき300円(新株予約権の目的である株式1株当たり3.00円)としますが、条件決定日において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月31日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アズ企画設計 埼玉県川口市戸塚二丁目12番20号
払込期日	2026年7月31日(金)
割当日	2026年7月31日(金)
払込取扱場所	株式会社埼玉りそな銀行 川口支店

- (注) 1. 第9回新株予約権の発行については、発行決議日に開催された取締役会決議によります。
2. 申込み及び払込み方法は、当社及び割当予定先である株式会社ヒトプランとの間で本買取契約(ヒトプラン)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに株式会社ヒトプランとの間で本買取契約(ヒトプラン)を締結しない場合は、第9回新株予約権に係る割当は行われなことになることとなります。
4. 第9回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。
5. 第9回新株予約権の目的となる株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
6. 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨
前記「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (1) 募集の条件 (注)6」をご参照下さい。
7. 本新株予約権の発行価額の決定方法
前記「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (1) 募集の条件 (注)7」をご参照下さい。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は、100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第9回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)75,000株(第9回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。))は100株とする。但し、本欄第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、第9回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の株式分割等を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率</p> <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。))には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整後割当株式数 = $\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$</p> <p>4. 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第9回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第9回新株予約権者」という。))に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第9回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第9回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)」において「行使価額」という。))は、4,000円とする。但し、行使価額は本欄第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、第9回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。 調整後行使価額 = $\frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \right)}$</p>

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする報酬(譲渡制限付株式報酬制度及び株式交付信託制度に基づく発行又は処分を含む。))として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に本号 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第9回新株予約権の行使請求をした第9回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 当社は、本新株予約権の発行後、本号 に定める配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

	<p>「1株当たりの配当」とは、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目を降これを適用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。</p> <p>新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(6) 本項第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第9回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第9回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>300,225,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)</p> <p>(注) 全ての第9回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整された場合には、第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第9回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、第9回新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第9回新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第9回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第9回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第9回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第9回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年8月3日から2029年8月3日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社埼玉りそな銀行 川口支店
新株予約権の行使の条件	各第9回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、第9回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第9回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第9回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、第9回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第9回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。第9回新株予約権の発行要項(以下「第9回新株予約権発行要項」という。)の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第9回新株予約権者に対する第9回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して第9回新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。 2. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第9回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、第9回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第9回新株予約権の全部を取得する。第9回新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第9回新株予約権者に対する第9回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して第9回新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。 3. 当社は、第9回新株予約権を行使することができる期間の末日(休業日である場合には、その直前営業日とする。)に、第9回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第9回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第9回新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	(会社法第236条第1項第6号における)該当事項なし。但し、当社と第9回新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する本買取契約(ヒトプラン)において、当社取締役会による承認がない限り、第9回新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 第9回新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 第9回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第9回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 第9回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第9回新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。

2. 新株予約権証券の不発行

当社は、第9回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

3. 株券の交付方法

当社は、第9回新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

4. 新株予約権行使後の配当

第9回新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,289,925,000	10,500,000	1,279,425,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計であります。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、新株予約権公正価値算定費用、割当予定先の調査費用、司法書士費用及び登記費用等の合計額であります。
3. 本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における取引所終値等の数値を前提として算定した見込額です。本新株予約権の最終的な発行価額は条件決定日に決定されます。
4. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行によって調達する資金の額は、上記のとおり約1,279百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
不動産販売事業における販売用不動産の仕入資金	979	2026年8月～2029年8月
M&A又は戦略的提携のための成長投資資金	300	2026年8月～2029年8月
合計	1,279	

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する計画です。

それぞれの具体的な使途の内容は以下のとおりです。資金使途を変更することを決定した場合には速やかにお知らせします（なお、本買取契約（マッコーリー）において、第7回新株予約権及び第8回新株予約権による調達資金をこれらの使途以外の方法で使用する場合には、マッコーリーと事前に協議し、書面による承諾を得る必要がある旨定める予定です。）。

不動産販売事業における販売用不動産の仕入資金(979百万円)

当社グループのコア事業である不動産販売事業において、中期経営計画に掲げる成長戦略である「取扱物件の大型化」及び「商品種別の多様化」を推進し、さらなる売上高の拡大と利益の積上げを図るため、販売用不動産の取得資金（手元資金又は金融機関からの借入金に対する頭金（自己資金）部分を含みます。）として充当いたします。具体的には、主に東京を中心とした首都圏エリアをターゲットとし、当社の強みである空室改善力やリノベーションノウハウを活かせる「中古の一棟収益不動産（レジデンス、オフィス、店舗等）」、機動的な展開が可能な「区分所有不動産」、及び自社で建物を企画・建設する「不動産開発事業のための用地」など、マーケット環境や投資家ニーズに適合する多様な販売用不動産を網羅的かつ機動的に仕入れるために活用します。1案件あたりの投資金額は数億円から十数億円規模を想定しており、今回の調達資金を機動的な仕入活動の原資とすることで、優良な投資機会を確実に捉え、中長期的な収益力強化及び企業価値向上を目指します。

M&A又は戦略的提携のための成長投資資金(300百万円)

当社グループの持続的成長の加速、及び非連続的な事業拡大・安定的なストック収益基盤の拡充を目的とした成長投資資金として充当いたします。当社グループは、中期経営計画に掲げる「社外との連携に向けた取組み」の一環としてM&A戦略を推進しており、前期（2025年9月）においては、東京・浅草エリアを中心に強固な顧客基盤と長年の歴史を有する株式会社富士ホームの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。同社のM&Aにより、同社が有する優良な不動産管理物件からのストック収入の取り込み、及び不動産オーナー様とのリレーション拡大に成功しており、当社のコア事業である都心の収益不動産売買や賃貸、管理事業との間で高いシナジー効果を発揮し、不動産管理事業の拡大・強化を実現しております。

今般調達する資金については、この株式会社富士ホームのM&A成功モデルをさらに横展開・加速させるための原

資として活用いたします。具体的には、中期経営計画において重点ターゲット領域として設定している10分野（仕入・販売網の強化、バリューアップノウハウの獲得、AM・PM等のストックビジネスの拡充、及びAI・DXによる業務効率化等）を中心に、当社事業との高い親和性やシナジーが見込まれる企業へのM&A資金、資本業務提携に伴う出資資金、又はジョイントベンチャー設立資金等に充当します。今回の調達資金の活用にあたっては、候補先の選定・調査に要するデューデリジェンス費用や財務アドバイザー費用等の関連諸費用も含まれます。2025年9月の株式会社富士ホーム完全子会社の実績に裏付けられた確かな選定眼のもと、変化の激しい不動産マーケットにおいて機動的かつ有利にネゴシエーションを進め、中長期的な企業価値向上へと繋げてまいります。なお、候補企業が、当社の投資基準を満たさない等の戦略的理由、又はM&A交渉の進捗状況等により、上記予定時期までに当該資金の全部又は一部がM&Aへ充当されなかった場合には、当該未充当資金の全額を、新中期経営計画におけるコア戦略である「不動産販売事業（当社及び子会社である株式会社富士ホーム）における販売用不動産（都心大型物件及び中小型物件の在庫）の仕入原資」として充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップについて

本買取契約（マッコリー）において、以下の内容が合意される予定です。本買取契約（マッコリー）の締結日から、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使期間の満了日、当該満了日以前に第7回新株予約権及び第8回新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、当社がマッコリーの保有する第7回新株予約権及び第8回新株予約権の全部を取得した日、並びに本買取契約（マッコリー）が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、マッコリーの事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはなりません。

但し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付、株式分割又は株式無償割当に伴う当社の株式の交付、吸収分割、株式交換、株式交付及び合併に伴う当社の株式の交付、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。）又は株式交付信託制度に基づき株式を交付する場合、並びに当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携若しくは資本提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携又は資本提携を行うものでもない場合に限ります。）を除きます。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

マッコーリー・バンク・リミテッド

a. 割当予定先の概要

名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
本店の所在地	Level11, 1 Elizabeth Street, Sydney NSW 2000 Australia
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	会長 G.R.スティーブン AC (G.R. Stevens AC) CEO S.グリーン(S. Green)
資本金	10,264百万豪ドル(連結)(1,125,756百万円/2026年3月31日現在)
事業の内容	商業銀行
主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd. 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、別途時点を特定していない限り本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

株式会社ヒトプラン

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社ヒトプラン
本店の所在地	埼玉県川口市戸塚一丁目5番18号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 松本 茂美
資本金	38百万円(2026年3月31日現在)
事業の内容	有価証券の保有、不動産の売買・保有・賃貸及び管理、これらに付帯又は関連する一切の業務
主たる出資者及びその出資比率	松本 俊人 98.46%

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社の普通株式200,000株を保有しております。(当該会社は、当社の代表取締役松本俊人の資産管理会社であり、松本俊人が保有する株式数536,000株を合算すると736,000株となります。)
人事関係	当社と当該会社との間には、直接的な人的関係はありません。なお、当該会社は当社の代表取締役である松本俊人の資産管理会社であり、当社の代表取締役である松本俊人の近親者が、当該会社の取締役を兼任しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、別途時点を特定していない限り本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

マッコリー

当社は、本資金調達における資金調達方法の検討にあたり、既存株主への影響に加え、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の使途に充当できる資金を調達することができるか否かを検討していたところ、複数の証券会社及び金融機関から資金調達手法に関する提案を受けました。その中で、日本証券業協会会員であるマッコリーキャピタル証券会社より、マッコリー・バンク・リミテッドを割当予定先とする行使価額修正条項付新株予約権を含む資金調達スキームの提案を受けました。

当該提案について検討した結果、マッコリー・グループが豪州証券取引所（ASX）に上場するグローバル金融グループであり、オーストラリア健全性規制庁（APRA）の監督下にあること、日本市場において20年以上にわたり資金調達及び資本ソリューション業務を展開しており、日本の上場企業に対する新株予約権の第三者割当による資金調達において豊富な実績を有していること、当社の資金需要の規模・時期及び株価への影響等を総合的に考慮した柔軟なスキーム設計が提案されたこと、払込みに必要な十分な財務基盤を有していること、を総合的に勘案し、マッコリー・バンク・リミテッドを第7回新株予約権及び第8回新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

(注) マッコリー・バンク・リミテッドに対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコリーキャピタル証券会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

株式会社ヒトプラン

第9回新株予約権については、当社代表取締役である松本俊人の資産管理会社である株式会社ヒトプランを割当予定先としております。

第9回新株予約権の発行は、同社の実質的オーナーである当社代表取締役松本俊人が、今後も引き続き当社の持続的成長及び中期経営計画の達成に向けて陣頭指揮を執り、当社グループの中長期的な企業価値向上に対して強いコミットメント（経営責任）を示すことを主たる目的としております。

割当予定先である株式会社ヒトプランは、松本俊人が議決権の過半数（98.46%）を直接保有する資産管理会社であり、同氏と実質的に同一主体と認められる法人です。同社が一定の資本を投入し、本資金調達における引受手の一部（固定行使価額型）となることは、代表取締役としての企業経営の責任を果たす観点、及び既存株主の皆様と一蓮托生で株価上昇（株式価値の向上）を目指すという観点からも極めて適切であると判断いたしました。

また、第9回新株予約権の発行条件及び内容は、一般的な新株予約権発行の条件から逸脱するものではなく適切であり、発行価額についても第三者算定機関が算定した公正価値と同額で決定されるものであること、さらに利益相反を回避するため、その発行に係る取締役会の審議及び決議には当社代表取締役松本俊人は参加していないこと等に鑑み、当社の株主の皆様にとって不利益なものではなく、合理的なものであると判断し、株式会社ヒトプランを割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数	
マッコーリー・バンク・リミテッド	第7回新株予約権 (その目的となる株式)	1,500個 150,000株)
	第8回新株予約権 (その目的となる株式)	1,500個 150,000株)
株式会社ヒトプラン	第9回新株予約権 (その目的となる株式)	750個 75,000株)

e. 株券等の保有方針

マッコーリー

マッコーリーの斡旋を行う同社のグループ会社であり、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社を通じた、当社とマッコーリーとの協議において、同社の保有方針は純投資であり、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、適宜判断の上、比較的短期で売却を目指すものの、運用に際しては市場の影響に常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、第7回新株予約権及び第8回新株予約権について、当社とマッコーリーとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本買取契約(マッコーリー)を締結する予定です。

また、本買取契約(マッコーリー)において、当社とマッコーリーは、第7回新株予約権及び第8回新株予約権について、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中にマッコーリーが第7回新株予約権又は第8回新株予約権を行使することにより取得される株式数の合計が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使(以下「制限超過行使」といいます。)を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下の内容を本買取契約(マッコーリー)において合意する予定です。

マッコーリーが制限超過行使を行わないこと

マッコーリーが第7回新株予約権又は第8回新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、当該新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと

マッコーリーが第7回新株予約権又は第8回新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること

マッコーリーは、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること

当社はマッコーリーによる制限超過行使を行わせないこと

当社は、マッコーリーからの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。)との間で、当社とマッコーリーが合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと

株式会社ヒトプラン

当社は、当社代表取締役である松本氏の資産管理会社である株式会社ヒトプランより、今後も松本氏が引き続き当社代表取締役として当社経営を遂行し、当社グループの中長期的な企業価値向上にコミットしていく観点から、第9回新株予約権の行使により取得する当社株式については中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しており、その旨を本買取契約(ヒトプラン)で定める予定です。なお、第9回新株予約権について、当社と株式会社ヒトプランとの間で、本有価証券届出書の効力発生後、本買取契約(ヒトプラン)を締結する予定です。また、第9回新株予約権は、行使価額が修正されない固定行使価額型の新株予約権であり、上記制限超過行使に係る定めはありません。

f. 払込みに要する資金等の状況

マッコリー

当社は、マッコリーの2026年3月期のアニュアルレポート（豪州の平成13年（2001年）会社法（英名：Corporations Act 2001）に基づく資料）により、2026年3月31日現在の割当予定先における連結ベースでの現金及び現金同等物が55,532百万豪ドル（円換算額：6,090,749百万円）、参照為替レート：109.68円（株式会社三菱UFJ銀行2026年3月31日時点仲値）であることを確認しており、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の払込み及び行使に必要なかつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込み及び行使に支障はないと判断しております。なお、2026年4月1日以降、マッコリーにおいて、その財務状況に大きな変更がないことを口頭にて確認しております。

株式会社ヒトプラン

当社は、割当予定先である株式会社ヒトプランに係る2026年3月31日付預金口座残高証明書の写しを受領し、第9回新株予約権の払込みに要する資金及び第9回新株予約権の一部の行使に要する資金に相当する資産を保有していることを確認いたしました。残りの第9回新株予約権を行使するために必要な資金につきましては、同社より、発行決議日時点で金融機関との事前協議はないものの、同社と実質的に同一主体である当社代表取締役松本氏による第6回新株予約権の行使に際しての借入実績に基づいて、金融機関からの借入金を利用する予定であり、上記資産残高と併せて第9回新株予約権の全部の行使に要する資金を確保できる見込みである旨を口頭で確認しております。このように、同社は金融機関からの借入金を利用して第9回新株予約権の行使に必要な資金を確保する予定とのことですが、同社の資金確保の状況によっては第9回新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があります。その場合においても、当社による取引金融機関からの銀行借入等の代替選択肢によって不足額を補い、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の使途に充当する予定です。また、第9回新株予約権が一部しか行使されない場合であっても、第9回新株予約権の一部行使による確実な資本増強は、当社の自己資本基盤をより強固なものとし、金融機関からの融資（デット調達）のキャパシティをさらに拡大して新中期経営計画の成長スピードを加速させるために、重要な戦略的意義を持つものと認識しております。

以上より、各割当予定先について、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

マッコリー

割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けておりますマッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。日本においては、マッコリーの関連会社であるマッコリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、マッコリーの属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社はマッコリーの担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、マッコリーのアニュアルレポート等で確認しております。また、マッコリー、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、マッコリーからその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、マッコリー並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。

株式会社ヒトプラン

当社は、当社の代表取締役社長である松本氏から、株式会社ヒトプランは、同氏が代表取締役を兼務する同氏の資産管理会社であり、同社が反社会的勢力とは無関係である旨聴取しております。また、当社は、同様に、株式会社ヒトプランが反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しています。さらに、株式会社トクチョー（東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役：荒川一枝）から、株式会社ヒトプランによる反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を2026年6月12日に受領しております。以上に基づき、株式会社ヒトプランが反社

会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本買取契約における制限として、マッコーリーによる同社の関連会社への譲渡を除き、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。但し、割当予定先が本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

また、本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (1) 募集の条件 (注)6.本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、同時に2027年2月期第1四半期決算短信及び中期経営計画を公表しており、当該公表を受けての値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本日（発行決議日）時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び各割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社ブルーアス・コンサルティング（本社：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：野口 真人）に依頼しました。当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、当該算定機関が算定した結果を参考として、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を、第7回新株予約権1個につき当該算定結果と同額の4,240円、第8回新株予約権1個につき当該算定結果と同額の560円、第9回新株予約権1個につき当該算定結果と同額の300円としました。

また、各本新株予約権の行使価額は、発行決議日と同日付で公表いたしました「新中期経営計画について / 新株予約権発行に関する補足説明資料」において掲げた業績目標達成による中長期的な企業価値・株価向上へのコミットメント及びその実現可能性を総合的に勘案するとともに、当社の資金需要、希薄化の規模及び現状の株価を考慮した行使の蓋然性並びに当社が経営指標として定める2027年2月期以降の当期純利益、想定PER、PBR、目標株価及び目標時価総額等を考慮して割当予定先との間で協議した結果、第7回新株予約権は、当初、2026年7月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の101.16%に相当する額である3,050円とし、第8回新株予約権は、当初、2026年7月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の116.09%に相当する額である3,500円とし、第9回新株予約権は、2026年7月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の132.67%に相当する額である4,000円としました。すなわち、第7回新株予約権については、当社の直近の資金需要額を確保し、かつ割当予定先であるマッコーリーによる行使が早期に行われることを期待できる金額として、発行決議日の直前営業日までの直前6か月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値（円未満切捨て）である2,897円を上回る3,050円を行使価額と決定しました。また、第8回新株予約権及び第9回新株予約権については、行使期間である3年間の中で当社が持続的な成長を果たした各段階において割当予定先による行使が行われることを期待しつつ、過度に高い水準に行使価額を設定すると割当予定先による行使の蓋然性が確保できなくなることも考慮し、第7回新株予約権の行使価額から段階的に成長した企業価値を反映する金額として、それぞれ3,500円と4,000円を行使価額として決定いたしました。このように、現在の市場実勢株価に対して段階的なプレミアムを付した意欲的な目標株価を設定することで、当社の持続的成長に伴う「株価の上昇（企業価値の向上）」のプロセスと、新中期経営計画の戦略を加速させる「資本増強」のタイミングを連動させております。これにより、各本新株予約権の行使価額は、株価低迷期における不適切な株式発行を構造的に排除し、既存株主の皆様の利益を最大限に保護しながら、企業価値を最大化していく財務戦略として設計されております。また、第7回新株予約権及び第8回新株予約権について行使価額修正選択権が行使された場合における行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、マッコーリーとの間での協議を経て8%としておりますが、下限行使価額が発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えております。なお、各本新株予約権の当初行使価額については、当社の株価、事業、財政状態及び経営成績についての割当予定先の見通しを示すものではありません。当該算定機関は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められるとともに、割当予定先から独立した立場で評価を行っております。また、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無し

スク利率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、さらに割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等についても一定の前提の下で行使期間にわたって、一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しております。なお、当社及び当社監査等委員会による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 . 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額の決定方法は既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えております。

なお、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の発行価額を決定するとした取締役会の判断については、法令に違反しておらず適法であるという趣旨の意見を得ております。

また、当社代表取締役である松本俊人氏は、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行条件等に関するマツコーリーとの協議及び当社における協議・決議の場に参加しておりますが、第9回新株予約権の発行条件等に関しては、特別利害関係者に該当するため、当社における協議・決議の場には参加しておりません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

全ての本新株予約権が行使された場合の新規発行株式数は合計375,000株（議決権数3,750個）であり、2026年2月28日現在の当社発行済株式総数1,508,000株及び総議決権数15,064個を分母とする希薄化率は24.87%（議決権ベース24.89%）となる見込みです。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数375,000株に対し、当社過去6か月間（2026年1月から2026年6月まで）における1日当たり平均出来高は2,682株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である3年間（年間取引日数：246日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日当たりの売却数量は約508株であり、上記過去6か月間における1日あたりの平均出来高の18.94%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

また、本資金調達には当社及び当社の既存株主の皆様にとっても、本新株予約権について当社が不行使期間を指定できることから新株予約権の行使のタイミングについてある程度のコントロールが可能であり、急激な発行株式数の増加を防止し得る点では一定の優位性があり、この資金調達により当社の成長戦略を後押し、結果的に企業価値の向上に寄与することから、既存株主の皆様利益にも資するものと考えております。当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が乏しくなった場合、又は本新株予約権よりも有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

以上の点を勘案し、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
松本 俊人	埼玉県川口市	536,000	35.58	536,000	28.49
マッコリー・バンク・リミテッド	Level1, 1 Elizabeth Street, Sydney NSW 2000 Australia			300,000	15.95
株式会社ヒトプラン	埼玉県川口市戸塚一丁目5番18号	200,000	13.28	275,000	14.62
脇田 栄一	東京都港区	29,500	1.96	29,500	1.57
木原 直哉	東京都文京区	19,100	1.27	19,100	1.02
新沼 吾史	東京都中野区	12,200	0.81	12,200	0.65
今 秀信	奈良県奈良市	8,000	0.53	8,000	0.43
小尾 誠	埼玉県さいたま市緑区	8,000	0.53	8,000	0.43
茅野 高志	広島県福山市	5,000	0.33	5,000	0.27
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED(常任代理人 バークレイズ証券株式会社)	1 CHURCHILL PLACE CANARY WHARF LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM(東京都港区六本木6丁目10番1号)	4,800	0.32	4,800	0.26
計		822,600	54.61	1,197,600	63.65

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年2月28日時点の株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年2月28日現在の総議決権総数(15,064個)に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される375,000株を加算した総議決権数18,814個に対する割合です。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 割当予定先の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使後の当社株式に関するマッコリー・バンク・リミテッドの保有方針は、純投資であり、同社は長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、マッコリー・バンク・リミテッドは、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって原則としてマッコリー・バンク・リミテッドが一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超えて株式を取得することはありません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第37期、提出日2026年5月27日)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年7月8日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(2026年7月8日)現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日(第37期、提出日2026年5月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年7月8日)までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2026年5月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2026年5月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年5月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

将来における戦略的資本業務提携やM & A、事業領域の拡充等に備え、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加する。また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げる。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、松本俊人、恵実幸、小尾誠、大森雄輝の4氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、磯聖子、大山亨、松原有里枝、飯塚健の4氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	11,006	56		(注) 1	可決 99.42
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件					
松本 俊人	10,995	67		(注) 2	可決 99.32
恵 実幸	11,001	61			可決 99.37
小尾 誠	10,998	64			可決 99.34
大森 雄輝	10,984	78			可決 99.22
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
磯 聖子	10,986	75		(注) 2	可決 99.24
大山 亨	10,979	82			可決 99.17
松原 有里枝	10,988	73			可決 99.25
飯塚 健	10,986	75			可決 99.24

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第37期)	自 2025年3月1日 至 2026年2月28日	2026年5月27日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 5月27日

株式会社アズ企画設計
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 小菅 義郎

指定社員
業務執行社員

公認会計士 高橋 仁

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アズ企画設計の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アズ企画設計及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

不動産販売事業に係る収益認識の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高13,543,337千円には、不動産販売事業売上高12,585,011千円が含まれており、これは会社全体の売上高の92.9%を占めている。</p> <p>一般的に不動産の売却取引は、一件当たりの売却額が多額になることが多く、取引条件の個性性が強い傾向があるため、売上計上及び計上時期の適切性の判断には個別の取引条件の検討が必要である。</p> <p>このため、契約の事実、契約に基づく権利関係の移転事実、所有権移転の登記、入金条件等の収益認識に影響を与える取引条件から導かれる会計処理の判断を誤った場合には、売上高の計上及び期間帰属が不適切となるリスクを有している。</p> <p>したがって、当監査法人は不動産販売事業に係る収益認識の適切性を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、不動産販売事業に係る収益認識の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価手続 不動産販売事業に係る売上高の計上プロセスに関連する内部統制(特に物件引渡書入手し引渡日をもって売上計上していること及び所有権移転登記がなされていることを確認する統制)の整備・運用状況の有効性について評価を実施した。</p> <p>(2) 売上高の計上及び期間帰属の適切性を検討するための手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引の発生事実を確認するため、稟議書及び取締役会議事録、IR情報等を閲覧した。 売買契約書を閲覧し、取引条件、取引価額、買戻し条件の有無等を検討することにより、売上高の計上及び計上時期に関する事項の適切性を検証し、必要に応じて経営管理者に質問を実施した。 物件の引渡し及び権利移転の事実を確認するため、物件引渡書等の引渡しの記録が確認できる書類、登記簿謄本及び入金証憑等を閲覧した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アズ企画設計の2026年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アズ企画設計が2026年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 5月27日

株式会社アズ企画設計
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 小菅 義郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高橋 仁
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アズ企画設計の2025年3月1日から2026年2月28日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アズ企画設計の2026年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

不動産販売事業に係る収益認識の適切性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（不動産販売事業に係る収益認識の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監

査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。